

平成二十年十一月十日提出
質問第二二二五号

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問主意書

提出者
山井和則

225

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問主意書

平成二十年十月二十七日付で「社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する質問主意書」を提出し、同年十一月四日に、政府答弁書（以下「前回答弁書」と呼ぶ）を受領したところである。しかし、前回答弁書を見る限り、社会保障国民会議の将来医療費推計は、恣意的な過大推計と理解せざるを得ない。そこで、改めて論点を明確にするため、以下再質問する。なお、社会保障国民会議の推計が、「掛け値なし」のものであり、国民的議論の土台となるものであると政府が考えるのであれば、今回の主意書に対しては、前回答弁書のように論点をはぐらかすようなことは行わずに、正面から、誠実に、一問ごとに、答弁していただきたい。

一 前回答弁書で政府は、「社会保障国民会議の将来医療費推計のケース①の第一項では、薬価材料部分の診療報酬改定率本体を無視している。このため平成三十七年度の医療費推計は、薬価材料部分の診療報酬改定率本体を含めた場合より、約九ないし十兆円も過大となっている。」ということを確認したところである。しかし、薬価材料部分の改定は、二年に一回必ず行われるものであり、無視することは出来ない。このことからすると、社会保障国民会議の平成三十七年度の医療費推計は、恣意的な操作によって、少なく

とも九ないし十兆円にのぼる水増しを行っていると考えざるを得ないが、政府の見解はいかがか。

二 前回答弁書を見ると、社会保障国民会議の将来医療費推計のケース①の第二項で用いられた二・二%という医療高度化による伸び率については、「医療費の将来見通しに関する検討会」（以下「検討会」と呼ぶ）で示されているとある。そこで、第一回検討会の「資料二の一 厚生労働省が提示している医療費の将来見通しとその手法」を見ると、五頁に、平成十二年度から十五年度までの「自然増（医療の高度化等）」として、二・二%という伸び率が記載されている。さらに、この二・二%という伸び率は、制度改革の影響による伸び率を根拠として算出されているが、制度改革の影響による伸び率は、「精度の低い方法により計算したごく粗い数値」にすぎないとある。このことから、二・二%という数値も、「精度の低い方法により計算したごく粗い数値」であり、それを用いた社会保障国民会議の推計も、「精度の低い方法により計算したごく粗い数値」であると解釈するべきであると考えますが、政府の見解はいかがか。

右質問する。